

令和3年第10回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和3年10月25日(月)

午後3時00分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎
3階会議室

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 研 修
4. 議 題

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて
- 2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
- 3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 4) 専 決 報 告 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用に関する専決について
- 5) 専 決 報 告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について

5. そ の 他
6. 閉 会

農業委員

出席委員 13名

1 番	井 上 清 一 君	2 番	加 藤 互 君
3 番	増 田 隆 司 君	4 番	今 野 秀 明 君
6 番	山 崎 勝 義 君	7 番	間 中 健 太 郎 君
8 番	濱 田 茂 君	9 番	金 子 康 敬 君
10 番	戸 賀 崎 邦 雄 君	11 番	関 根 高 雄 君
12 番	宮 田 邦 子 君	13 番	後 藤 勇 君
14 番	高 崎 勇 君		

欠席委員 1名

5 番 増 山 貞 男 君

農地利用最適化推進委員

出席委員 12名

1 番	栗 原 勇 君	2 番	鈴 木 徳 男 君
3 番	國 井 茂 君	4 番	張 ヱ 谷 一 郎 君
5 番	岩 浪 一 宏 君	6 番	高 野 清 美 君
7 番	石 塚 正 弘 君	8 番	日 下 部 敏 男 君

9 番 鈴 木 和 雄 君
1 1 番 上 原 一 夫 君

1 0 番 田 中 均 君
1 2 番 木 村 忠 由 君

欠席委員 な し

事務局

事務局長 田 原 和 明
書 記 小 林 照 敦

局 次 長 宇 佐 見 毅
書 記 杉 江 一 真

午後 3時00分

◎開会の宣告

○局長 皆さん、こんにちは。

全国的にコロナも随分落ち着いてきたということで、今日は先月まであった隣の人とのパーティションを取らせていただきました。ぜひマスクはしたままでということで、引き続き感染予防しながらよろしくお願ひしたいと思ひます。

今日は2回目の農業委員会ということで農業委員、また農地利用最適化推進委員さんの役割ということで埼玉県農業会議の職員の方に来ていただいて、議事が始まる前に研修を実施したいと思ひますので、そちらのほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、会長の挨拶、よろしくお願ひします。

◎挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。第10回農業委員会総会に、今日は〇〇農業委員さんがお休みでございますけれども、ほぼ全員の皆さんにご出席をいただきましてありがとうございます。

今事務局長が申し上げましたとおり、コロナも今のところ落ち着いてきております。油断はできませんが、取りあえず落ち着いてきたかなという感じがしております。また、これは先月局長からお話ありましたが、杉戸町の水田を作っている平均耕作面積が2.1ヘクタールと皆さん先月聞いたと思うのですが、その中で杉戸町も独自に補正予算を組んでいただいて、主食用のお米を作付した部分につきましては、2町1反以上の方は主食用の分で10アール当たり3,500円を補助していただけるということでございます。非常に今年は米の状況が厳しい状況下でありますし、今ちょうど選挙も始まっておりまして、結果の出次第ではまた米にも大打撃があるのかなと思つて、おととい雨の中で、6チャンネルでたしかテレビで米の関係をやっておりましたが、評論家に言わせれば、国が補助金をもっと出さなくては駄目なのだという話をしておりました。農業関係は補助金漬けでは駄目だよというところもあるのですが、今年は特に例外ということで、レイガイって冷たい冷害ではなくて、値段の例外が出ましたので、ぜひ国も何とか補助をしていただきたいと思ひます。

町が一生懸命頑張つていても、国が先に出ないと、日本の農業、水田農業は終わってしまうのではないかと、そういう懸念をしています。さらに、その前も話したとおり、遊休農地がより一層拡大していくという。私も丸9年過ぎましたが、最初の年がたしか、30町近い遊休農地があったのですが、おかげさまで昨年7町まで頑張つて、皆さんの頑張りで遊休農地も減ってきたのですが、またこれが右肩上がりになってしまうと非常に困るということでございますので、今日は県農業会議の〇〇さんに皆さんの役割ということでお話をいただくわけですが、あと、ちょっとコンプライアンスの関係もありますが、1時間程度お願ひして勉強をしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

話まとまりませんけれども、挨拶に代えます。大変今日のご苦労さまです。

○局長 ありがとうございます。

それでは、早速次第の3ですね、研修ということで今準備しますので、よろしくお願ひいたします。

◎研修

〔研修〕

○局長 それでは、研修大変ご苦労さまでございました。休憩に引き続きまして、議事に移りたいと思ひます。

今日は資料が相当多いので、初めに確認させていただきたいと思ひます。初めに、農業委員会の議題、議題がホチ

○会長 杉戸町では、畑は30アール以上でいいということで認めていることになっています。田んぼの場合が50アール以上と。〇〇さんは新規就農して、恐らく2年、3年たつかなと思うのですが、先ほど話がありましたように、隣の畑を借りていたりして、十分満たしていると私は判断します。

○書記 先ほど研修のほうでありましたとおり、最低経営規模以上という形で農地の面積50アール以上というものがあると思うのですが、杉戸町に関しましては新規就農で取得された方に関しましては、畑の場合でしたら30アール以上と設定しております。今回〇〇さんにつきましては、新規就農という形で以前認定を受けまして、農家になれた方ではございまして、30アールという形で取得されているような形でございます。

以上です。

○会長 それでは、採決します。

議案第1号、ナンバー1―1から1―2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第1号、ナンバー2、ナンバー3、関連がございますので、事務局の一括の説明をお願いします。

○書記 議案第1号、ナンバー2、大字才羽字南米野谷〇番〇、畑、28㎡。譲渡人、北蓮沼、〇〇〇〇。譲受人、才羽、〇〇〇。面積、〇〇〇アール。労力、〇人。取得理由、交換。

続きまして、ナンバー3、大字才羽字南米野谷〇番〇、畑、39㎡。譲渡人、才羽、〇〇〇。譲受人、北蓮沼、〇〇〇〇。面積、〇〇〇アール。労力、〇人。取得理由、交換。

ナンバー2及びナンバー3につきましては、〇〇氏及び〇〇氏が所有する農地と申請地が隣接しており、両者の農地を交換することにより耕作条件をよくし、作業効率を高めるため申請したものでございます。双方につきましてはトラクター等の農機具を確保しており、農業経営は〇〇氏が〇人、〇〇氏が〇人で行っております。通作距離につきましては、〇〇氏が自宅から約120メートル、〇〇氏が自宅から約20メートルでございます。場所については、大字北蓮沼地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、ナンバー2、ナンバー3併せまして〇〇委員、お願いします。

○農業委員7番 それでは、報告させていただきます。

この件につきましては、10月14日午前中に譲渡人、譲受人の双方、〇〇さん、〇〇さんの兩人に直接お会いしまして、確認してまいりました。中川の河川敷に隣接する畑で、作業効率の改善を図るための土地の交換となっており、問題はないと考えます。譲渡人、譲受人双方とも現在農業経営を行っており、事務局説明があったとおりであります。調査5項目につきましては問題ございません。

以上で報告を終わりにいたします。よろしくご審議お願いいたします。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

ナンバー2、ナンバー3につきまして関連ございますので、質疑を一緒に受けたいと思います。何かございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 それでは、これは議案が別々になっていますので、1つずつ採決いたします。

議案第1号、ナンバー2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第1号、ナンバー3、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1―1から1―3、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1―1、大字堤根字塘○○○○番〇、畑、1,451㎡。ナンバー1―2、同じく○○○○番〇、畑、1,401㎡。ナンバー1―3、同じく○○○○番〇、畑、74㎡。合計2,926㎡。譲渡人、堤根、○○○○。譲受人、東京都練馬区、○○○株式会社、代表取締役、○○○○。転用目的、建売住宅及び道路後退用地。

ナンバー1―1から1―3につきましては、○○○株式会社が建売住宅〇棟及び道路後退用地として利用するため農地転用を行うものでございます。申請地は、都市計画法第34条11号区域内の第2種農地です。農地転用に伴い周辺農地に影響を及ぼすおそれはないと思われまます。資金計画については、自己資金で計画をしております。場所については、大字堤根地内の○○○○○○○○の東側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告を○○委員、お願いします。

○農業委員8番 調査報告をいたします。

譲渡人、○○様には去る10月16日にお伺いして、内容を聞いてみました。○○さんは現在畑と田んぼを所有しております。田んぼにつきましては現在大規模農家に作っていただいているということです。畑につきましては、近くは野菜等を作っていますが、この申請地につきましては自宅より若干離れておりまして、通常草をということで、トラクターで何か月に1度うなっているという状況でございます。譲受人につきましては○○○、今回この現場は○○営業所が担当するということでございます。先ほど事務局の説明どおり、〇棟の建て売り住宅を計画しているということでございます。調査項目につきましては、特別問題ございません。

以上、報告いたします。ご審議をよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございました。調査報告が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決いたします。

議案第2号、ナンバー1―1から1―3、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第2号、ナンバー2―1から2―6、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号、ナンバー2―1、大字堤根字前島〇〇〇〇番、畑、427㎡。ナンバー2―2、同じく〇〇〇〇番、畑、754㎡。ナンバー2―3、同じく〇〇〇〇番〇、畑、131㎡。ナンバー2―4、同じく〇〇〇〇番〇、畑、233㎡。ナンバー2―5、同じく〇〇〇〇番、畑、1,047㎡。ナンバー2―6、同じく〇〇〇〇番、畑、390㎡。合計2,982㎡。譲渡人、ナンバー2―1から2―2、堤根、〇〇〇〇。ナンバー2―3、堤根、〇〇〇〇。ナンバー2―4からナンバー2―5、堤根、〇〇〇〇。ナンバー2―6、堤根、〇〇〇〇。譲受人、行田市、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、特定建築条件付売買予定地及び道路後退用地。

ナンバー2―1から2―6につきましては、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が建築条件付売買予定地〇棟及び道路後退用地として利用するため農地転用の許可をお願いするものでございます。申請地は、都市計画法第34条11号区域内の第2種農地です。農地転用により周辺農地に影響を及ぼすおそれはないと思われます。資金計画については、自己資金で計画をしております。場所については、大字堤根地内〇〇〇〇〇〇〇〇の西側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましても、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員8番 調査報告いたします。

去る10月16日に〇〇様、それから〇〇〇〇様、〇〇〇〇さんは、この方はご高齢でございまして、すぐそばに〇〇〇〇様、娘さん夫婦でございしますが、おりまして、〇〇さんに直接お会いしました。それから、〇〇さんも16日に直接お会いして、内容を聞いてまいりました。〇〇さんにつきましては、2年ほど前からちょっと体調を壊しまして、現状は畑の栽培がちょっとできなくなっているという状況でございます。それから、〇〇さんにつきましては、現状何も作っていないくて、やはり草の管理をしているということです。〇〇さんにつきましても、やはり同じような状況でございます。〇〇さんにつきましても、ご高齢のため畑の栽培がだんだんできなくなっているということで、草の管理等をしているという状況でございます。

それから、譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、10月17日に電話で確認いたしました。現状すぐ東側を今〇棟ほど分譲しておりまして、建築をしておりまして、引き続きこの地域において不動産、住宅等を今後もやっていきたいということの旨を社長から聞いております。

それから、調査5項目につきましては特別問題ございません。

以上、報告といたします。皆さんのご審議よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決いたします。

議案第2号、ナンバー2―1から2―6、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第2号、ナンバー3―1から3―7、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号、ナンバー3―1、大字堤根字前島〇〇〇〇番、畑、179㎡。ナンバー3―2、同じく〇〇〇〇番、畑、749㎡。ナンバー3―3、同じく〇〇〇〇番、畑、735㎡。ナンバー3―4、同じく〇〇〇〇番〇、畑、200㎡。ナンバー3―5、同じく〇〇〇〇番〇、畑、2.87㎡。ナンバー3―6、同じく〇〇〇〇番、畑、374㎡。ナンバー3―7、

同じく〇〇〇〇番、畑、374㎡。合計2,613.87㎡。譲渡人、ナンバー3—1から3—2、堤根、〇〇〇〇。ナンバー3—3から3—5、堤根、〇〇〇〇。ナンバー3—6、堤根、〇〇〇〇。ナンバー3—7、堤根、〇〇〇〇〇〇。譲受人、幸手市、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、建売住宅及び道路後退用地。

ナンバー3—1から3—7につきましては、株式会社〇〇〇〇が建売住宅〇棟及び道路後退用地として利用するため農地転用の許可をお願いするものでございます。申請地は、都市計画法第34条11号区域内の第2種農地です。農地転用により周辺農地に影響を及ぼすおそれはないと思われまゝ。資金計画については、融資により計画をしております。場所については、大字堤根地内の〇〇〇〇〇〇〇〇の西側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましても、〇〇委員、調査報告をお願いします。

○農業委員8番 調査報告いたします。

譲渡人、〇〇〇〇さんにつきましては17日、それから〇〇さんにつきましては16日、先ほど報告したとおりでございます。それから、〇〇〇さん、〇〇〇〇〇さんにつきましても、17日に直接お会いして確認してきました。〇〇さんにつきましては、現状畑として作ってなく、やはり草といいますか、管理をしているということ。それから、〇〇さん、〇〇さんにつきましては、若干自宅から離れておりまして、やはりトラクターで耕すということで、草の管理だけという状況でございます。

それから、譲受人の〇〇〇〇、17日に電話にて確認いたしました。先ほど事務局の説明どおり、〇棟の分譲住宅を計画するというところでございます。

調査5項目につきましても特別問題ございません。

以上、報告でございます。皆さんのご審議お願いいたします。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（後藤 勇君） それでは、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー3—1から3—7、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第2号、別刷りで皆さんのお手元に地図と内容につきまして配付されていると思いますが、そちらに入ります。

議案第2号、ナンバー4—1から4—16、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号、ナンバー4—1、大字深輪字島合〇〇〇〇番〇、田、235㎡。ナンバー4—2、同じく〇〇〇〇番〇、田、475㎡。ナンバー4—3、同じく〇〇〇〇番、田、238㎡。ナンバー4—4、同じく〇〇〇〇番、畑、109㎡。ナンバー4—5、同じく〇〇〇〇番、畑、142㎡。ナンバー4—6、同じく〇〇〇〇番、田、261㎡。ナンバー4—7、同じく〇〇〇〇番、田、135㎡。ナンバー4—8、同じく〇〇〇〇番〇、畑、62㎡。ナンバー4—9、同じく〇〇〇〇番〇、田、33㎡。ナンバー4—10、同じく〇〇〇〇番、田、198㎡。ナンバー4—11、同じく〇〇〇〇番、田、204㎡。ナンバー4—12、同じく〇〇〇〇番〇、畑、49㎡。ナンバー4—13、同じく〇〇〇〇番〇、田、42㎡。ナンバー4—14、同じく〇〇〇〇番〇、田、33㎡。ナンバー4—15、同じく〇〇〇〇番〇、田、77㎡。ナンバー4—16、同じく〇〇〇〇

○番、畑、208㎡。合計2,501㎡。譲渡人、ナンバー4―1から4―15、使用貸人、深輪、〇〇〇〇。ナンバー4―16、使用貸人、深輪、〇〇〇〇。使用借人、春日部市、株式会社〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇。転用目的、資材置場に伴う一時転用。

ナンバー4―1から4―16につきましては、庄内領用悪水路土地改良区が事業主体として実施する根用水路護岸工事を株式会社〇〇〇〇〇〇が請け負うことになり、工事に伴う資材を申請地に資材置場として一時転用の許可をお願いするものでございます。申請地は、農振農用地区域内の第1種農地です。一時転用に伴い周辺農地に影響を及ぼすおそれはないと思われます。資金計画につきましては、今回の工事では費用を伴いません。場所については、大字深輪地内〇〇〇〇〇〇〇の北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告を〇〇委員、お願いします。

○農業委員2番 調査依頼がありまして、調査をいたしました。

10月18日に〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんにお会いして、現地を本人両名と一緒に確認してまいりました。譲渡理由については、庄内領用悪水路土地改良区が事業主体となり実施する根用水路護岸改修工事に組合員として協力するために申請に至ったということです。

譲受人の株式会社〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇様には電話にて確認を行いました。事務局の説明どおり、庄内領用悪水路土地改良区が事業主体となり実施する根用水路護岸改修工事を請け負うことになり、申請地を資材置場として利用したいために申請に至ったとのことです。

調査5項目については問題ありません。よろしくご審議のほどお願いします。

○会長 ありがとうございます。

今日庄内領の理事長さんであります〇〇委員さんが欠席でございますので、〇〇委員さん、大変ご苦勞さまでございました。本来では庄内領の理事長さんですから細かく詳細で説明してもらえばいいのですが、これは私も事務局長もよく知っている、何回も私も見に行って、何とかしなくてはならないということで今何とか現実化したかなと感じております。非常にその根用水の護岸が危ないというのですか、危険を伴っておりますので、ここも一時転用で資材置場を借りてやるということでございますので、長年のあれが実ったかな、実るのかなというふうな感じがしております。

ということで調査報告を終わりました。この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決します。

議案第2号、ナンバー4―1から4―16、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。

関連もございますので、1番から10番まで一括して事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。

こちら利用権の設定を受ける者、〇〇〇、耕作面積は〇〇〇アールです。ナンバー 1、大字深輪字島合〇〇〇〇—〇、畑、132㎡。ナンバー 2、大字深輪字島合〇〇〇〇、畑、2,138㎡。ナンバー 1 からナンバー 2、合計2,270㎡。設定する利用権、賃貸借。内容、普通畑。令和 4 年 1 月 1 日から令和 8 年12月31日までの 5 年間です。借賃は5,000円。利用権を設定する者、鷺巣、〇〇〇。

続きまして、ナンバー 3、大字深輪〇〇〇—〇、畑、1,255㎡。ナンバー 4、同じく〇〇〇—〇、畑、1,399㎡。ナンバー 5、同じく〇〇〇—〇、畑、720㎡。ナンバー 6、同じく〇〇〇〇—〇、畑、916㎡。ナンバー 3 からナンバー 6、合計4,290㎡。設定する利用権、賃貸借。内容、普通畑。期間は令和 4 年 1 月 1 日から令和 8 年12月31日までの 5 年間です。借賃は10アール当たり30キログラム相当。利用権を設定する者、深輪、〇〇〇〇です。

続きまして、ナンバー 7、大字深輪字島合〇〇〇〇、畑、135㎡。ナンバー 8、同じく〇〇〇〇、畑、261㎡。ナンバー 9、同じく〇〇〇〇—〇、畑、33㎡。ナンバー10、同じく〇〇〇〇、畑、198㎡。ナンバー 7 からナンバー10、合計627㎡。設定する利用権、賃貸借。内容、普通畑。期間は令和 4 年 1 月 1 日から令和 8 年12月31日までの 5 年間です。借賃については5,000円。利用権を設定する者は深輪、〇〇〇〇です。こちら全て継続案件となっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、借主〇〇〇さん全部でございまして、ナンバー 3 からナンバー 6 番まで説明して、新規案件でございますが、これは相続人によって新規案件扱いになりましたので、あえて調査依頼はございません。

そういうことで、質疑についてはナンバー 1 からナンバー10まで一括して質疑を受けたいと思います。何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 それでは、議案第 3 号、ナンバー 1 からナンバー10、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告。

事務局の説明をお願いします。

○書記 専決報告、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー 1、内田 3 丁目〇〇〇〇番、田、1,775㎡。申請人、倉松 2 丁目、〇〇〇〇。転用目的、駐車場。こちらは、令和 3 年 9 月30日付で受け付けております。

1 枚めくっていただきまして、専決報告、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー 1、清地 4 丁目〇〇〇番〇、田、802㎡。譲渡人、清池 1 丁目、〇〇〇〇。譲受人、春日部市、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的は介護施設でございます。こちら令和 3 年 9 月30日付で受け付けております。

続いて、ナンバー 2、清地 4 丁目〇〇〇番〇、田、802㎡。譲渡人、群馬県前橋市、〇〇〇。譲受人、春日部市、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的は介護施設。こちらも令和 3 年 9 月30日付で受け付けております。

ナンバー 3、清地 4 丁目〇〇〇番〇、地目、田、802㎡。譲渡人、倉松 4 丁目、〇〇〇〇。譲受人、春日部市、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇。こちらも転用目的、同じく介護施設。こちらも令和 3 年 9 月30日付で受け付けております。

以上でございます。

○**会長** 議案から専決報告まで終わりました。

◎閉会の宣告

○**局長** それでは、閉会を○○副会長にお願いします。

○**副会長** それでは、これをもちまして第10回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

次回は、11月の25日木曜日15時から第1庁舎3階会議室を予定しております。

本会議を証するためここに署名する。

令和3年10月25日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 山 崎 勝 義

署 名 委 員 間 中 健 太 郎